吉川市告示第　５０　号

吉川市事業者連携発展支援補助金（賃上げ奨励事業）交付要綱を次のように定める。

令和８年３月３日

吉川市長　中原恵人

吉川市事業者連携発展支援補助金（賃上げ奨励事業）交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、２以上の事業者の連携による商品、サービス等の付加価値の創造、新たなビジネスの構築等に関する事業に要する経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付することにより、市内の事業者を支援し、もって地域経済の活性化を図ること及び賃上げ環境の整備を目的とする。

２　補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和５３年吉川町規則第１７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者若しくは同条第５項に規定する小規模企業者（以下これらを「中小企業者等」という。）、中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）第３条に規定する中小企業等協同組合又は農業協同組合法（昭和２２年法律第１３２号）第２条第１項に規定する農業者（以下「農業者」という。）若しくは同法第７２条の４に規定する農事組合法人その他市長が適当と認める事業者をいう。

(2) 連携グループ　市内に住所又は事業所を有する２以上の事業者が連携して事業を実施する場合における当該２以上の事業者で構成された集団をいう。

(3) 代表事業者　連携グループを代表する事業者をいう。

(4) 構成事業者　連携グループを構成する事業者（代表事業者を除く。）をいう。

（代表事業者の要件）

第３条　代表事業者は、次に掲げる事業者でなければならない。

(1) 中小企業者等

(2) 農業者

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が適当と認める事業者

（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者は、申請時に次に掲げる要件を満たす連携グループの代表事業者とする。

(1) 代表事業者及び構成事業者が市税等（個人市民税、個人県民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。以下同じ。）を滞納していないこと。

(2) 代表事業者が他の連携グループの代表事業者でないこと。

(3) 代表事業者及び構成事業者が次に掲げる事業者でないこと。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は吉川市暴力団排除活動推進条例（平成２４年吉川市条例第１９号）第３条第２項に規定する暴力団関係者が関与している事業者

イ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和２３年法律第１２２号)第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業を営む事業者

ウ　宗教法人法（昭和２６年法律第１２６号）第２条に規定する宗教団体

エ　政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第３条第１項に規定する政治団体

オ　アからエまでに掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業者

(4) 代表者事業者及び構成事業者に交付申請の日から２年以内に給与の引上げを実施する意思があること。

（補助対象事業）

第５条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、連携グループが行う別表に掲げる事業とする。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

(1) 法令上必要な許認可を受けていない事業又は届出を行っていない事業

(2) 事業者間の連携による事業と認められない事業

(3) 代表事業者又は構成事業者が既に定期的又は継続的に行っている事業

(4) 前３号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業

（補助対象経費等）

第６条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす経費とする。

(1) 交付決定があった日以後に開始した事業に係る経費であること。

(2) 令和９年の３月１５日までに支払が完了する経費であること。

(3) 社会通念上相当と認められる範囲内の額である経費であること。

(4) 他の補助金を受けていない経費であること。

２　代表事業者は、補助金により備品を購入した場合における当該備品について、補助対象事業が終了した後の所在を明確にしておかなければならない。

（補助額）

第７条　補助額は、補助対象経費に２分の１を乗じて得た額（１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、３００，０００円を限度とする。

（交付申請）

第８条　規則第４条第１項の申請書の様式は、様式第１号のとおりとする。

２　規則第４条第１項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 連携グループの構成事業者名簿（様式第２号）

(2) 事業計画書（様式第３号）

(3) 連携グループを構成する全ての事業者の誓約書（様式第４号）

(4) 事業に係る経費を確認できる見積書等

(5) 代表事業者及び構成事業者が市内に住所又は事業所を有することを証する書類

(6) 市税等を完納していることを証する書類

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

３　申請者は、その補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものにあっては、この限りでない。

（交付決定）

第９条　規則第７条の交付決定通知書の様式は、様式第５号のとおりとする。

２　市長は、補助金の交付の決定に当たっては、前条第３項本文の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がされたものにあっては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付決定をするものとする。

３　市長は、前条第４項ただし書の規定により交付申請がされたものにあっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の減額を行うものとし、その旨の条件を付して交付決定をするものとする。

（補助事業の計画変更）

第１０条　補助金の交付決定を受けた代表事業者（以下「補助事業者」という。）は、規則第６条第１項第１号の規定により補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容について変更しようとするときは、吉川市事業者連携発展支援補助金補助事業（賃上げ奨励事業）変更承認申請書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。補助額が交付決定額を下回る変更の場合は、規則第１３条前段の報告書をもってこれに代えることができる。

２　規則第６条第１項第１号の市長が定める軽微な変更は、補助事業の主な内容の変更以外の変更であって、補助額に変更を生じないものとする。

３　市長は、第１項の規定により、吉川市事業者連携発展支援補助金補助事業（賃上げ奨励事業）変更承認申請書の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、その結果を吉川市事業者連携発展支援補助金補助事業（賃上げ奨励事業）変更承認・不承認決定通知書（様式第７号）により通知するものとする。

（状況報告）

第１１条　規則第１１条の規定による報告は、市長から求められたときに、書面により行うものとする。

（実績報告）

第１２条　規則第１３条前段の報告書の様式は、様式第８号のとおりとする。

２　前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業実施報告書（様式第９号）

(2) 補助対象経費の支払が確認できる書類

(3) 補助事業を実施した事実が確認できる写真、書類等

(4) 前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

３　第１項の報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から３０日以内又は令和９年３月１５日のいずれか早い日とする。

（額の確定通知）

第１３条　規則第１４条の規定による額の確定通知は、吉川市事業者連携発展支援補助金（賃上げ奨励事業）確定通知書（様式第１０号）により行うものとする。

（補助金の請求）

第１４条　補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、吉川市事業者連携発展支援補助金（賃上げ奨励事業）請求書（様式第１１号）を市長に提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告等）

第１５条　補助事業者は、その補助事業の完了後に、当該補助事業者及び構成事業者の消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、速やかに消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額報告書（様式第１２号）により市長に報告し、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還しなければならない。

（決定の取消し）

第１６条　市長は、規則第９条第１項若しくは第１６条第１項の規定に該当したとき又は次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

⑴　第４条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

⑵　補助事業を取りやめたとき。

⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付決定を不適当と認めるとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、吉川市事業者連携発展支援補助金（賃上げ奨励事業）交付決定取消通知書（様式第１３号）により、補助事業者に対し通知するものとする。

（返還請求）

第１７条　規則第１７条第１項又は第２項の規定による補助金の返還請求は、吉川市事業者連携発展支援補助金（賃上げ奨励事業）返還請求書（様式第１４号）により行うものとする。

（財産の処分制限の期間）

第１８条　規則第１８条ただし書の市長の定める期間は、所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２条第１項第１９号又は法人税法（昭和４０年法律第３４号）第２条第２３号に規定する減価償却資産にあっては減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数（１０年以上と定められている場合にあっては、１０年）、それ以外の財産にあっては５年とする。

（届出の義務）

第１９条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに書面で市長に届け出なければならない。

⑴ 代表事業者又は構成事業者の住所（法人にあっては、所在地）又は氏名（法人にあっては、名称又は代表者の氏名）に変更があったとき。

⑵ 補助事業により取得した財産（市長が別に定めるものに限る。）が滅失し、又は重大な損傷を受けたとき。

（書類の整備）

第２０条　補助事業者は、補助事業に係る収支状況を帳簿その他の証拠書類により整備しておかなければならない。

２　前項に規定する帳簿その他の証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して５年間保管しなければならない。

（吉川市産業振興推進事業費補助金（賃上げ奨励事業））

第２１条　吉川市事業者連携発展支援補助金（賃上げ奨励事業）は、吉川市産業振興推進事業費補助金（賃上げ奨励事業）に該当する。

２　補助対象事業者は、吉川市産業振興推進事業費補助金（賃上げ奨励事業）に該当する補助金を複数申請し、及び交付を受けることができない。

（補則）

第２２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この告示は、令和８年３月２５日から施行する。

２　この告示は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。

３　前項の規定によるこの告示の失効の際、現にこの告示に基づいて交付されている補助金に係る交付決定の取消し、補助金の返還請求及び代表事業者の住所変更時の届出については、この告示の失効後も、なお従前の例による。

別表（第５条関係）

補助対象事業	例示
販路開拓、販売促進等事業	・商品等の販売会 ・企業、業界等を PR するために行う事業
新商品、新技術等開発事業	・新たな商品、技術等の開発等を行う事業
業務改善・人材育成事業	・専門的な知識経験を有する者からの意見聴取等により事業者が抱える課題を解決する事業 ・研修会の実施等により人材を育成する事業
情報化推進事業	・業務効率を向上させるためのシステムの開発等を行う事業
新たなビジネスモデル創造事業	・事業者が所有する資源を組み合わせ、新たなビジネスモデルを構築する事業
地域経済の持続的発展事業	・地域経済の持続的な活性化を図るための基盤の整備等を行う事業
その他	・その他補助金の目的に適合する事業

様式第１号（第８条関係）

年　　月　　日

（宛先）吉川市長

申請者（代表事業者）住　　所
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
商号・屋号
氏　　名
（法人にあっては、代表者の職及び氏名）

吉川市事業者連携発展支援補助金（賃上げ奨励事業）交付申請書

吉川市事業者連携発展支援補助金（賃上げ奨励事業）の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第４条第１項の規定により、必要書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　実施事業名

２　補助申請額　　円（税抜）

３　添付書類

(1) 連携グループの構成事業者名簿（様式第２号）
(2) 事業計画書（様式第３号）
(3) 誓約書（様式第４号）
(4) 事業に係る経費を確認できる見積書等
(5) 代表事業者及び構成事業者が市内に住所又は事業所を有することを証する書類
(6) 市税等を完納していることを証する書類
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第２号（第８条関係）

連携グループの構成事業者名簿

１　代表事業者

商号・屋号				
氏名（法人にあっては、代表者の職氏名）				
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）				
連絡先	電話番号		生年月日	
	E-mail			

２　構成事業者

商号・屋号			
氏名（法人にあっては、代表者の職氏名）			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）			
電話番号		生年月日	

商号・屋号			
氏名（法人にあっては、代表者の職氏名）			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）			
電話番号		生年月日	

商号・屋号			
氏名（法人にあっては、代表者の職氏名）			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）			
電話番号		生年月日	

商号・屋号			
氏名（法人にあっては、代表者の職氏名）			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）			
電話番号		生年月日	

様式第３号（第８条関係）

事業計画書

１　現状分析

事業を取り巻く環境	
連携グループの特徴	

２　事業計画

実施事業名	
実施予定期間	年　　月　　日～　　年　　月　　日
事業のコンセプト、目的、目標	
事業の実施方法	
期待される効果	
各事業者の役割	
実施スケジュール	

3　収支計画

(1) 収入内訳

区分	金額（千円）	内容、資金の調達先等
合計		

※資金の調達先は、具体的に記入してください。

(2) 支出内訳

区分	金額（千円）	内容
合計		

※見積書等を添付してください。

様式第４号（第８条関係）

年　　月　　日

（宛先）吉川市長

代表事業者　住　　所
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
商号・屋号
氏　　名
（法人にあっては、代表者の職及び氏名）

誓約書

吉川市事業者連携発展支援補助金（賃上げ奨励事業）の交付申請に関し、下記１の事項について誓約するとともに、下記２の事項について同意します。

また、連携グループ内で下記３の内容について調整しました。

記

１　誓約事項

(1) 吉川市事業者連携発展支援補助金（賃上げ奨励事業）交付要綱第４条第３号アからオまでに掲げる事業者に該当しないこと。

(2) 代表事業者にあっては、他の連携グループの代表事業者でないこと。

２　同意事項

(1) 市職員が市税等の納付状況を照会すること。

(2) 補助金に係る市に対する報告、市による調査等に協力すること。

(3) 連携グループ内で生じた問題による不利益に関し市は一切の責任を負わないこと。

３　調整事項

(1) 連携グループの代表事業者を＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿とすること。

(2) 補助金により購入する備品の管理者を＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿とし、保管場所を＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿とすること。

(3) 代表事業者に交付された補助金を連携グループ内で適正に配分すること。

(4) 申請日から２年以内に従業員に対して賃上げを実施すること。

様式第５号（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

吉川市長　　印

吉川市事業者連携発展支援補助金（賃上げ奨励事業）交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった吉川市事業者連携発展支援補助金（賃上げ奨励事業）について、補助金等の交付手続等に関する規則第５条第１項の規定により下記のとおり交付することと決定したので、通知します。

記

１　実施事業名

２　交付決定額　　金　　円

３　交付条件等

様式第６号（第１０条関係）

年　　月　　日

（宛先）吉川市長

申請者（代表事業者）住　　所
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
商号・屋号
氏　　名
（法人にあっては、代表者の職及び氏名）

吉川市事業者連携発展支援補助金補助事業（賃上げ奨励事業）変更承認申請書

年　　月　　日付け　第　　号で交付決定を受けた吉川市事業者連携発展支援補助金（賃上げ奨励事業）について、下記のとおり内容を変更したいので、吉川市事業者連携発展支援補助金（賃上げ奨励事業）交付要綱第１０条第１項の規定により申請します。

記

１　変更内容

２　変更の理由

様式第７号（第１０条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

吉川市長　　印

吉川市事業者連携発展支援補助金補助事業（賃上げ奨励事業）変更承認・不承認決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった吉川市事業者連携発展支援補助金補助事業（賃上げ奨励事業）の変更について、下記のとおり決定しましたので、吉川市事業者連携発展支援補助金（賃上げ奨励事業）交付要綱第１０条第３項の規定により通知します。

記

１　決定内容　　承認　・　不承認

２　変更交付決定額又は不承認の理由

様式第８号（第１１条関係）

年　　月　　日

（宛先）吉川市長

申請者（代表事業者）住　　所
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
商号・屋号
氏　　名
（法人にあっては、代表者の職及び氏名）

吉川市事業者連携発展支援補助金（賃上げ奨励事業）実績報告書

年　　月　　日付け　第　　号で交付決定を受けた吉川市事業者連携発展支援補助金（賃上げ奨励事業）について、補助金等の交付手続等に関する規則第１３条前段の規定により、関係書類を添えて下記のとおり実績を報告します。

記

１　実施事業名

２　実績額等

交付決定額(A)	支出額(税抜)×２分の１の額（B） ※1,000 円未満切り捨て	上限額（C）	実績額 (A)、(B)、(C)のうちいずれか少ない額
円	円	３００，０００円	円

３　添付書類

(1) 事業実施報告書（様式第９号）

(2) 支出が確認できる領収書等

(3) 購入した備品が確認できる写真等

(4) 前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第９号（第１２条関係）

事業実施報告書

１　実施事業

実施事業名	
実施期間	年　　月　　日～　　年　　月　　日
実施内容	
結果、成果等	
今後の課題	
感想、意見	

2　収支決算

(1) 収入内訳

区分	金額（円）	内容、資金の調達先等
合計		

※資金の調達先は、具体的に記入してください。

(2) 支出内訳

区分	金額（円）	内容
合計		

※領収書等を添付してください。

※備品にあっては、写真等を添付してください。

(3) 補助金分配表

事業者名	金額（円）	内容

様式第１０号（第１３条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

吉川市長　　印

吉川市事業者連携発展支援補助金（賃上げ奨励事業）交付額確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告のあった吉川市事業者連携発展支援補助金（賃上げ奨励事業）について、補助金等の交付手続等に関する規則第１４条の規定により、下記のとおり額を確定したので、通知します。

記

１　実施事業名

２　補助金確定額　　金　　円

様式第１１号（第１４条関係）

年　　月　　日

（宛先）吉川市長

申請者（代表事業者）住　　所
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
商号・屋号
氏　　名　　㊞
（法人にあっては、代表者の職及び氏名）

吉川市事業者連携発展支援補助金（賃上げ奨励事業）請求書

年　　月　　日付け　第　　号で額の確定を受けた吉川市事業者連携発展支援補助金（賃上げ奨励事業）について、吉川市事業者連携発展支援補助金（賃上げ奨励事業）交付要綱第１４条の規定により下記のとおり補助金を請求します。

１　請求額　　金　　円

２　振込先

<table>
<tr><td rowspan="2">金融機関名</td><td colspan="3">銀　　行　　本　店
信 用 金 庫　　支　店
農業協同組合　　出張所</td></tr>
<tr><td>預金種別</td><td>普通　・　当座</td><td>口座番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">口座名義</td><td>ふりがな</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

様式第１２号（第１５条関係）

年　　月　　日

（宛先）吉川市長

申請者（代表事業者）住　　所
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
商号・屋号
氏　　名
（法人にあっては、代表者の職及び氏名）

消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額報告書

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したので、吉川市事業者連携発展支援補助金（賃上げ奨励事業）交付要綱第１５条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　補助金確定額

円

２　補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

３　消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

４　補助金返還額（３－２）

円

（注）積算の内訳を添付すること。

様式第１３号（第１６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

吉川市長　　印

吉川市事業者連携発展支援補助金（賃上げ奨励事業）交付決定取消通知書

年　　月　　日付け　第　　号で交付決定をした吉川市事業者連携発展支援補助金（賃上げ奨励事業）について、補助金等の交付手続等に関する規則第９条第１項・第１６条第１項又は吉川市事業者連携発展支援補助金（賃上げ奨励事業）交付要綱第１６条の規定により、下記の理由により交付決定を取り消したので、通知します。

記

取消理由

様式第１４号（第１７条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

吉川市長　　印

吉川市事業者連携発展支援補助金（賃上げ奨励事業）返還請求書

年　　月　　日付け　第　　号で交付を決定した吉川市事業者連携発展支援補助金（賃上げ奨励事業）については、補助金等の交付手続等に関する規則第１７条第１項・第２項の規定により、下記のとおり返還を請求します。

記

１　補助金交付確定額　　金　　円

２　補助金交付済額　　金　　円

３　返還請求額　　金　　円

４　返還期限　　年　　月　　日

５　返還を請求する理由